

キャリア形成支援制度に関する事項

労働者派遣法第23条第5項に基づき、キャリア形成支援に関する事項を公開します。

一、教育訓練

教育訓練の内容	対象者	訓練方法	実施時間	訓練費用の 労働者負担	訓練時間の 賃金支給
就業心得	登録者及び派遣労働者	OFF-JT	4.0	無し	会社指示の場合、支給あり 自己希望による外部訓練受講の場合、 支給なし
ビジネスマナー			4.0		
PCスキル基本			4.0		
コミュニケーションスキル			4.0		
PCスキル応用			4.0		
PCスキル応用実務			4.0		
経理事務			8.0		